

目次

- 1 組織体制
- 4 粉塵則
- 5 有機則
- 6 特化則
- 10 石綿則
- 11 鉛則
- 12 四鉛則
- 13 高圧則
- 14 電離則
- 17 除染則
- 19 酸欠則
- 20 事務所則

中野院 (2017) あり 1-26



2018/08/13

1 労働衛生関係規則等

(1) 労働衛生管理体制

	総括安全衛生管理者 (法第10条)	衛生管理者 (法第12条)														
選任すべき事業場	次に掲げる業種の区分に応じ、常時掲げる数以上の労働者を使用する事業場 1 林業、鉱業、建設業、運送業および清掃業 100人 2 製造業 (物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業および機械修理業 300人 3 その他の業種 1000人	常時50人以上の労働者を使用する事業場 次の表の左欄に掲げる事業場の規模に応じて、同表の右欄に掲げる数以上の衛生管理者を選任すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事業場の規模(常時使用する労働者数)</th> <th>衛生管理者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以上200人以下</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>200人を超え500人以下</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>500人を超え1000人以下</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>1000人を超え2000人以下</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>2000人を超え3000人以下</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>3000人を超える場合</td> <td>6 人</td> </tr> </tbody> </table>	事業場の規模(常時使用する労働者数)	衛生管理者数	50人以上200人以下	1 人	200人を超え500人以下	2 人	500人を超え1000人以下	3 人	1000人を超え2000人以下	4 人	2000人を超え3000人以下	5 人	3000人を超える場合	6 人
事業場の規模(常時使用する労働者数)	衛生管理者数															
50人以上200人以下	1 人															
200人を超え500人以下	2 人															
500人を超え1000人以下	3 人															
1000人を超え2000人以下	4 人															
2000人を超え3000人以下	5 人															
3000人を超える場合	6 人															
選任に関する要件	当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者	当該事業場に専属の者で、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに掲げる者 ① 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業 (物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業および清掃業 第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣の定める者 ② その他の業種 ①に掲げる者のほか、第二種衛生管理者免許を有する者 なお、2人以上の衛生管理者を選任する場合においては、そのうち1人は労働衛生コンサルタント (専属でない) から選任することができる。														
業務の内容	安全管理者、衛生管理者等を指揮することおよび次の業務を統括管理すること 1 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること 2 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること 3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること 4 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること 5 安全衛生に関する方針の表明に関すること 6 法第28条の2第1項の危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること 7 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること	① 総括安全衛生管理者の統括管理する業務のうち衛生に係る技術的事項を管理すること ② 少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じること														

衛生推進者等（法第12条の2）	産 業 医（法第13条）
<p>常時10人以上50人未満の労働者を使用する非工業的業種*の事業場ごとに衛生推進者を選任し、衛生に係る業務を担当させる。</p> <p>なお、安全管理者を選任すべき業種にあつては安全衛生推進者を選任する。</p> <p>*非工業的業種：前頁に掲げる、総括安全衛生管理者を選任すべき事業場の業種の区分のうち「3 その他の業種」に該当する業種をいう。</p>	<p>常時50人以上の労働者を使用する事業場（常時3000人を超える労働者を使用する事業場にあつては、2人以上を選任する）</p>
<p>①および②の者は当該事業場に専属の者であること。③の者の場合は専属でなくても可。</p> <p>① 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者</p> <p>② 大学卒業後1年以上、高等学校または中等教育学校卒業後3年以上、その他5年以上事業場の衛生の実務（安全衛生推進者にあつては安全衛生の実務）に従事した経験を有する者</p> <p>③ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>医師のうち次の要件を備えた者</p> <p>① 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する研修であつて、厚生労働大臣の指定する者が行うものを修了した者</p> <p>② 産業医科大学等の卒業者であつて、その大学が行う実習を履修したもの</p> <p>③ 労働衛生コンサルタント試験（保健衛生）に合格した者</p> <p>④ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授または講師の職にある者、またはあつた者</p> <p>なお、1,000人以上の労働者を使用する事業場または一定の有害業務に500人以上の労働者に従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任する。</p>
<p>総括安全衛生管理者の統括管理する以下の業務を担当すること。</p> <p>1 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること</p> <p>2 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること</p> <p>3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること</p> <p>4 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること</p> <p>5 安全衛生に関する方針の表明に関すること</p> <p>6 法第28条の2第1項の危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること</p> <p>7 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること</p> <p>（衛生推進者にあつては衛生に係る業務に限る。）</p>	<p>① 健康診断および面接指導等の実施、その結果に基づく措置</p> <p>② 作業環境の維持管理</p> <p>③ 作業の管理</p> <p>④ その他労働者の健康管理</p> <p>⑤ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置</p> <p>⑥ 衛生教育</p> <p>⑦ 労働者の健康障害の原因の調査および再発防止のための措置</p> <p>⑧ 少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じること</p>

(13) 健康診断項目

ア 一般健康診断

(ア) 雇入時の健康診断（安衛則第43条）

労働安全衛生規則第43条では、労働者を雇い入れた際に、次の項目について健康診断を行うことが義務づけられています。

- ① 既往歴および業務歴の調査
- ② 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力および聴力（1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの音に係る聴力）の検査
- ④ 胸部エックス線検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- ⑧ 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
- ⑪ 心電図検査

(注) 雇入時の健康診断では、健康診断項目の省略等はありません。

(イ) 定期健康診断（安衛則第44条）

労働安全衛生規則第44条では、1年以内ごとに1回定期的に健康診断を行うことが義務づけられています。健康診断項目は次のとおりです。

- ① 既往歴および業務歴の調査
- ② 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査および喀痰^{かくたん}検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査（血色素量、赤血球数）

粉じん障害防止規則

規制内容等		いずれかの措置					全 体 換 気 装 置	換 気 装 置	粉 じ ん 濃 度 の 測 定	除 じ ん 装 置	特 別 の 教 育	休 憩 設 備	清 掃	作 業 環 境 測 定 お よ び 評 価	呼 吸 用 保 護 具 (注)2	計 画 の 届 出 (注)3	
		湿 式 型 衝 撃 式 削 岩 機	湿 潤 な 状 態 に 保 つ た め の 設 備	密 閉 す る 設 備	局 所 排 気 装 置	装 置 プ ッ シ ュ プ ル 型 換 気											
粉じん作業							5	6 602	603	10	22	23	24	26 2602	27	安衛則	
粉じん則条文		4															
粉じん作業(規則別表第二)	特定粉じん作業 (規則別表第二)	屋内		△	△	○	△			△	○	○	○		△		
		坑内	△	○	△				○		○	○					
	呼吸用保護具を使用すべき作業 (規則別表第三)	坑外	屋内					○				○	○		○		
			屋外									○			○		
	特定粉じん作業以外の粉じん作業 (規則別表第二)	坑内	坑内						○	○		○			○		
			タンク内等									○			○		
		その他の作業	坑外	屋内					○				○	○			
				屋外									○				
		坑内						○	○		○						

(注) 1 △印は、一部のものについて規制があることを示す。
 2 呼吸用保護具を使用すべき作業の中で、所定の作業については電動ファン付き呼吸用保護具を使用するよう定められている。
 3 計画の届出は、△印以外にも場合により適用になることがある。

有機溶剤中毒予防規制

物質		有機則条文	第1種有機溶剤等	第2種有機溶剤等	第3種有機溶剤等
規制内容等					
設	屋内作業場等の内部	密閉装置	○ ○ ○ } のいずれか	○ ○ ○ } のいずれか	
		局所排気装置			
		プッシュプル型換気装置			
		全体換気装置	×	×	
備	タンク等の内部	密閉装置	○ ○ ○ } のいずれか	○ ○ ○ } のいずれか	○ ○ ○ } のいずれか
		吹付け作業局所排気装置			
		吹付け作業プッシュプル型換気装置			
	吹付け作業全体換気装置	×	×	×	
	外	密閉装置	○ ○ ○ } のいずれか	○ ○ ○ } のいずれか	○ ○ ○ } のいずれか
		局所排気装置			
プッシュプル型換気装置					
全体換気装置	×	×	○		
管	作業主任者の選任	19	○	○	○
	定期自主検査およびその記録	20、20の2、21	○	○	○
	点検	22	○	○	○
	補修	23	○	○	○
	掲示	24	○	○	○
	区分表示	25	○赤	○黄	○青
測	測定、評価およびその記録	28、28の2	○	○	×
	健康診断	29	○	○	○ (内部に蔵る)
そ	貯蔵	35	○	○	○
	空容器の処理	36	○	○	○
	計画の届出	安衛則	○	○	○
他	表示 (法 57)	法57	○	○	×

●有機溶剤：令別表第6の2の有機溶剤

●有機溶剤等：有機溶剤または有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該有機溶剤混合物の重量の5%を超えて含有するもの）

1 第1種有機溶剤等

① 次の有機溶剤 クロロホルム、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、トリクロロエチレン、二硫化炭素

② ①の物のみから成る混合物

③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの

2 第2種有機溶剤等

① 次の有機溶剤 アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、オルト-ジクロロベンゼン、キシレン、クレゾール、クロルベンゼン、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、酢酸ノルマルプロピル、酢酸ノルマルペンチル、酢酸メチル、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、1,4-ジオキサソラン、ジクロロメタン、N,N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン、テトラヒドロフラン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサソール、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルノルマルブチルケトン

② ①の物のみから成る混合物

③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物または1の①の物を当該有機溶剤混合物の重量の5%を超えて含有するもので1の③以外のもの

3 第3種有機溶剤等

有機溶剤等のうち第1種有機溶剤等および第2種有機溶剤等以外のもの

ガソリン、コールタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン、テレピン油、ミネラルスピリット

特定化学物質障害予防規則

法令	規制内容	令区分														
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	
物質名		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	
		黄りんマツチ	ベンジジン及びその塩	四アミノジフェニル及びその塩	石綿	四ニトロジフェニル及びその塩	ビスクロロメチルエーテル	ペーターナフチルアミン及びその塩	ベンゼンゴムのり	ジクロロベンジジン及びその塩	アルファナフチルアミン及びその塩	塩素化ビフェニル(PCB)	オルトトリジン及びその塩	ジアニジン及びその塩	ベリリウム及びその化合物	
区分	禁止物質	○	○	○	○	○	○	○	○							
	特定第1類物質									○						
	特定第2類物質 エチルベンゼン等										○					
	特定第2類物質 オーラミン等											○				
	特定第2類物質 管理第2類物質												○			
	特定第3類物質 特別管理物質										○	○		○	○	○
労働安全衛生法	55 製造等の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○							
	56 製造の許可									○	○	○	○	○	○	
	57 表示									○	○	○	○	○	○	
	59 労働衛生教育(雇入れ時)									○	○	○	○	○	○	
67 健康管理手帳	対象要件		○		○		○	○						○	○	
			3ヵ月		(注)6		3年	3ヵ月						3ヵ月(注)4		
特定化学物質障害予防規則	3 第1類物質の取扱い設備									○	○	○	○	○	○	
	4 特定第2類物質に係る設備															
	5 特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備															
	7 局排の性能									制	制	0.01mg	制	制	0.001mg	
	9 用後処理装置の設備									○	○	○	○	○	○	
	12の2 ぼろ等の処理									○	○	○	○	○	○	
	21 床の構造									○	○	○	○	○	○	
	24 立入り禁止の措置									○	○	○	○	○	○	
	25 容器等									○	○	○	○	○	○	
	27 特定化学物質作業主任者の選任									○	○	○	○	○	○	
	36 作業環境の実施									○	○	○	○	○	○	
	36の2 管理濃度	測定記録の保存									30	30	3	30	30	30
		測定結果の評価記録の保存											○			○
	37 休憩室											0.01mg/m ³			0.001mg/m ³	
	38 洗浄設備									○	○	○	○	○	○	
	38の2 喫煙等の禁止									○	○	○	○	○	○	
	38の3 掲示									○	○	○	○	○	○	
	38の4 作業記録									○	○			○	○	
	39 健康診断	雇入、定期		○	○					○	○	○	○	○	○	○*
	40 健康診断	配転後		○						○	○	○	○	○	○	○
		記録の保存		5	5					5	5	5	30	30	30	30
	42 緊急診断									○	○	○	○	○	○	
	53 記録の報告									○	○	○	○	○	○	

(注) 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数字は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。
 2 「局排の性能」の欄中、数字は「厚生労働大臣が定める値」(空気1m³あたりに占める重量、容積)を示し、「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」で、ガス状の物質は制御風速0.5m/sec.、粒子状の物質は1.0m/sec.である。
 3 「作業環境測定」および「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す。
 4 両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。

法令	規制内容	令区分		18	19	19の2	19の3	20	21	22	23	23の2	24	25	26	27	27の2	28	
		物質名	物質名	シアン化ナトリウム	ジアミノジフェニルメタン 3・3'・ジクロロ-4・4'	1・2-ジクロロ	ヒドラジン 1・1-ジメチル	臭化メチル	重クロム酸及びその塩	水銀及びその無機化合物	トリレンジイソシアネート	ニッケル化合物	ニッケルカルボニル	ニトログリコール	ベンゼン パラジメチルアミノアゾ	パラニトロクロルベンゼン	砒素及びその化合物	弗化水素	
区分	禁止物質																		
	特定第1類物質																		
	特定第2類物質		○		○	○				○		○			○	○		○	
	特定第3類物質												○						
	特別管理物質		○		○	○			○			○			○	○		○	
労働安全衛生法	55 製造等の禁止																		
	56 製造の許可																		
	57 表示		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	59 労働衛生教育(雇入れ時)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	67 健康管理手帳	対象要件			注7				4年								5年		
特定化学物質障害予防規則	3 第1類物質の取扱い設備																		
	4 特定第2類物質に係る設備	密閉式 局排	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5 特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	密閉式 局排	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		プッシュプル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 局排の性能	3mg制				0.01cm ³	1cm ³	0.05mg	0.025mg	0.005cm ³	0.1mg	0.001mg又は0.001cm ³	0.05cm ³	制	0.6mg	0.003mg	0.5cm ³		
	9 12 用後処理装置の設備	除じん	○	○															
		排ガス液 残さい物処理	○	○															
	12の2 ばら等の処理		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	21 床の構造		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	24 立入り禁止の措置		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	25 容器		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	27 特定化学物質作業主任者の選任		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	36 作業環境の実測	測定記録の保存	3	30	30	30	3	30	3	3	30	30	3	30	3	30	3	30	
		測定結果の評価記録の保存	3	30	30	30	3	30	3	3	30	30	3		3	30	3		
	36の2 管理濃度	3mg/m ³	0.005mg/m ³	10ppm	0.01ppm	1ppm	0.05mg/m ³	0.025mg/m ³	0.005ppm	0.1mg/m ³	0.001ppm	0.05ppm		0.6mg/m ³	0.003mg/m ³	0.5ppm			
	37 休憩室		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	38 洗浄設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	38の2 喫煙等の禁止		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	38の3 掲示		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	38の4 作業記録		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5章の2 特別規定				有機別															
39 40 健康診断	雇入、定期後配転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○*	○	○	○	○	○		
	記録の保存	5	30	30	30	5	30	5	5	30	30	5	30	5	30	5			
42 緊急診断		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
53 記録の報告		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

綿等の粉じんばく露した日から10年以上を経過していること、③石棉等を取り扱う作業(②の作業を除く)に10年以上従事した経験を有していること、等のいずれかに該当すること。
 7 屋内作業場等における印刷機その他の設備の清掃の業務に3年以上従事した経験を有すること。
 8 ※のエチレンオキド、ホルムアルデヒドについては、特化則健康診断はないが、安衛則第45条に基づき一般定期健康診断を6月以内ごとに1回行う必要がある。

石綿障害予防規則

石綿則 条文	規制内容	対象作業							解体等以外の石綿取扱い作業	吹付石綿等の近傍での臨時作業 (10条②)	
		石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業									
		① 石綿等が吹き付けられた建築物等における当該吹き付けられた石綿等に係る作業	② 耐火被覆材等(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)の除去の作業	③ 去の作業 ①、②以外の建材の除	耐火建築物又は準耐火建築物における除去の作業	その他の除去の作業	封じ込め石綿等の切断等を伴う	囲い込みの作業注2			切断等を伴わない囲い込みの作業注2
3	事前調査／結果の揭示	○	○	○	○	○	○	○	○		
4	作業計画	○	○	○	○	○	○	○	○		
5	作業の届出		○	○	○	○	○	○			
90 安衛則	計画の届出	○									
6	吹付け石綿除去等の作業場所の隔離等の措置	○	○	○			○				
7	保温材等除去時の作業者以外立入禁止／表示					○			○		
8	請負人への石綿使用状況の通知	○	○	○	○	○	○	○	○		
9	注文者の発注条件に対する配慮	○	○	○	○	○	○	○	○		
13	湿潤化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	呼吸用保護具及び作業衣等の使用	○注3	○注3	○	○	○	○	○	○	○	○
15	関係者以外の立入禁止／表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19 20	石綿作業主任者の選任／職務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	特別の教育の実施	○	○	○	○	○	○	○	○		
33 34	喫煙等の禁止／揭示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
35	作業の記録注4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40 43	健康診断の実施／記録／報告注4.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
46	保護具等の作業場外への持ち出し禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 1 ②の耐火被覆材等とは、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が含まれる。
 2 石綿粉じんが飛散し、労働者がばく露するおそれがあるとして石綿則第10条第1項に基づき行う吹付け石綿等の封じ込め、囲い込みの作業
 3 呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。
 4 常時作業の場合。記録は、従事しなくなってから40年間保存。
 5 報告は定期に実施したものに限り。

高気圧作業安全衛生規則

対象業務 高圧室 内作業 潜用いる潜水器を 水深10m以上の場所			対象業務 高圧室 内作業 潜用いる潜水器を 水深10m以上の場所		
項目	条文	ゲージ圧0.1MPa以上 大気圧を超える気圧下	水 中	ゲージ圧0.1MPa以上 大気圧を超える気圧下	水 中
		定	義	1	○
作業室の気積	2	○			
気間室の床面積	3	○			
および気積	3	○			
送気管の配管等	4	○			
空気清浄装置	5	○			
排気管	6	○			
圧力計	7	○			
異常温度の	7の2	○			○
自動警報装置	7の2	○			○
のぞき窓等	7の3	○			○
避難用具等	7の4	○			○
空気槽	8		○		○
空気清浄装置等	9		○		○
作業主任者	10	○			
特別の教育	11	○	○		
潜水士免許	12		○		
立入禁止	13	○			
加圧の速度	14	○			
高圧下の時間	15		○		
炭酸ガスの抑制	16	○			
有害ガスの抑制	17	○			
減圧の速度等	18	○	△		
減圧の特例等	19	○	△		
減圧時の措置	20	○			
減圧状況の記録等	20の2		○		
連絡	21	○			
設備の点検および修理	22	○			
使用開始時の点検	22の2	○			
事故が発生した場合の措置	23	○			
排気沈下の場合の措置	24	○			
発破を行った場合の措置	25	○			
火傷等の防止	25の2	○			
刃口の下方の掘下げの制限	25の3	○			
高圧室内作業主任者の携行器具	26	○			
潜水時間	27				○
送気量および送気圧	28				○
ボンベからの給気を受けて行う潜水業務	29				○
圧力調整器	30				○
浮上の速度等	31				○△
浮上の特例等	32				○△
さがり綱	33				○
設備等の点検および修理	34				○
純酸素の使用制限	35				○
連絡員	36				○
潜水作業者の携行物等	37				○
健康診断	38	○			○
健康診断の結果	39	○			○
医師からの意見聴取	39の2	○			○
健康診断の結果の通知	39の3	○			○
健康診断結果報告	40	○			○
病者の就業禁止	41	○			○
再圧室の設置	42				○
立入禁止	43				○
再圧室の使用	44				○
再圧室の点検	45				○
危険物等の持込禁止	46				○
仕事の届出	安衛則	○			○

(注) 1 △印は、ゲージ圧0.1MPaを超える気圧下の作業もしくは水深10m以上の場所において行う潜水業務についてのみ適用する項が含まれている。

電離放射線障害防止規則

政令別表第2	1	2	3	4	5	6	7	準用規定(注) 4
対象業務	当該装置の検査の業務 はエックス線の発生を伴う エックス線装置の使用また		当該装置の検査の業務 使用または電離放射線の発生を伴 う他の荷電粒子を加速する装置の サイクロトロン、ベータトロンそ	生を伴うこれらの検査の業務 のガス抜きまたはエックス線の発 生を伴うエックス線管もしくはケ ノトロン	放射線透過写真撮影の 業務 ガンマ線透過写真撮影の 業務	放射線透過写真撮影の 業務 ガンマ線透過写真撮影の 業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採 の業務
項目	医療 用	工業等 用					物等処分業務 事故由来廃棄 物	
放射線障害防止の基本原則	1	○	○	○	○	○	○	○
定義等	2	○	○	○	○	○	○	○
管理区域の明示等	3	○	○	○	○	○	○注1	○
施設等における線量の限度	3の2	○	○	○	○	○	○	○
放射線業務従業者の被ばく限度(実効線量)	4	○	○	○	○	○	○	○
〃(等価線量)	5	○	○	○	○	○	○	○
〃(妊娠中)	6	○	○	○	○	○	○	○
緊急作業時における被ばく限度	7	○	○	○	○	○	○	○
線量の測定	8	○	○	○	○	○	○	○
線量の測定結果の確認、記録等	9	○	○	○	○	○	○	○
照射筒等の使用	10	○	○					
ろ過板の使用	11	○	○					
間接撮影時の措置	12	○	○					
透視時の措置	13	○	○					
標識の掲示	14			○	○			
放射線装置室	15	○	○	○	○	○		
警報装置等の設置	17	○	○	○	○	○		
線源付近の立入禁止	18	○	○			○		○
透過写真の撮影時の措置等	18の2	○	○			○		
放射線源の取出し等	18の3					○		
〃	18の4					○		
定期自主検査	18の5					○		
〃	18の6					○		
定期自主検査の記録	18の7					○		
点検	18の8					○		
補修等	18の9					○		
放射線源の収納	18の10					○		
放射線源の点検等	19					○		
放射性物質取扱作業室	22					○	○	○
放射性物質取扱作業室の構造等	23					○	○	○
空気中の放射性物質の濃度	24							○
〃	25					○	○注1	○
飛来防止設備等の設置	26					○	○	○注1
放射性物質取扱用具	27					○	○	○注1
放射性物質がこぼれたとき等の措置	28					○	○	○注2

※ 計画の届出については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合。
 (注) 1 第41条の9の規定による準用。条文によっては「放射性物質」を「事故由来廃棄物等」に、「放射性物質取扱作業室」を「事故由来廃棄物等取扱施設」に読み替える等の読み替え規定あり。

政令別表第2	1	2	3	4	5	6	7	準用規定(注) 4
対象業務 電離則条文 項目	当該装置の検査の業務 はエックス線の発生を伴う エックス線装置の使用また	当該装置の検査の業務 の使用または電離放射線の発生を伴 う他の荷電粒子を加速する装置の サイクロトロン、ベータトロンそ	エックス線管もしくはケノトロン のガス抜きまたはエックス線の発 生の伴うこれらの検査の業務	ガンマ線透過写真撮影の 業務 放射線物質を装備している機器	扱ひの業務 汚染された物の取 離放射線によって 加工施設、再処理施設、使用施設 等における核燃料物質取扱業務 原子炉施設における核燃料物 質、使用済燃料等取扱業務	物等処分業務 事故由来廃棄	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採 の業務
放射性物質取扱作業室内の汚染検査等	29				○ ○ ○ ○	注1	○	
汚染除去用具等の汚染検査	30				○ ○ ○ ○	注1	○	
退去者の汚染検査	31				○ ○ ○ ○	注2	○	○
持出し物品の汚染検査	32				○ ○ ○ ○	注2	○	○
貯蔵施設	33				○ ○ ○ ○	注1	○	○
排気または排液の施設	34				○ ○ ○ ○	注1	○	○
焼却炉	35				○ ○ ○ ○	注2	○	○
保管廃棄施設	36				○ ○ ○ ○		○	○
容器	37				○ ○ ○ ○	注3	○	
呼吸用保護具	38				○ ○ ○ ○	注1	○	○
保護衣類、履物等	39				○ ○ ○ ○	注1	○	○
作業衣	40				○ ○ ○ ○	注1	○	
保護具等の汚染除去	41				○ ○ ○ ○	注1	○	○
喫煙等の禁止	41の2				○ ○ ○ ○	注1	○	○
事故由来廃棄物等処分事業場の境界の明示	41の3					○		
事故由来廃棄物等取扱施設	41の4					○		
事故由来廃棄物等取扱施設の構造等	41の5					注3		
破砕等設備	41の6					○		○
ベルトコンベア等の運搬設備	41の7					○		○
埋立施設	41の8					○		○
準用(読替え規定)	41の9					注1		
除染特別地域等における特例	41の10					注2,3		
加工施設等における作業規程	41の11				○			
原子炉施設における作業規程	41の12					○		
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業における作業規程	41の13					○		
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出	41の14					○		
事故時の退避	42	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する報告	43	○	○	○	○	○	○	○
診察等	44	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する測定および記録	45	○	○	○	○	○	○	○
エックス線作業主任者の選任	46	○		○				
エックス線作業主任者の職務	47	○		○				
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の選任	52の2				○			

(注) 2 第41条の10第2項により、除染特別地域等において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う場合の特例あり。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

除染電離放射線障害防止規則条文	規制内容	対象業務	除染等業務				特定線量下業務
			土壌等除染等の業務	廃棄物等廃棄業務	特定汚染土壌取扱業務		
					2.5 μ Sv/h超	2.5 μ Sv/h以下	
3	被ばく限度		○	○	○	○	
4	妊娠と診断された女性の被ばく限度		○	○	○	○	
5	線量の測定	外部被ばく線量測定	○	○	○	△(注)1	
		内部被ばく線量測定・検査	○(注)2	○(注)2	○(注)2		
6	線量の測定結果の確認、記録等	1mSv/day超のおそれ 毎日確認	○	○	○		
		算定・記録・30年間保存	○	○	○	△(注)1	
		従事者に通知	○	○	○	△(注)1	
7	事前調査	事前調査・結果の記録	○	○	○(注)3	○(注)3	
		結果の概要を労働者に明示	○	○	○(注)3	○(注)3	
8	作業計画	作業計画の策定	○	○	○		
		関係労働者に周知	○	○	○		
9	作業の指揮者		○	○	○		
10	作業の届出 (2.5 μ Sv/h超)		○		○		
11	医師の診察又は処置、所轄監督署長への報告		○	○	○	○	
12	粉じんの発散を抑制するための措置		○(注)4	○(注)4			
13	容器の使用等			○			
14	退出者の汚染検査		○	○	○	○	
15	持出し物品の汚染検査		○	○	○	○	
16	保護具		○(注)5	○(注)5	○(注)5	○(注)5	
17	保護具の汚染除去		○	○	○	○	
18	喫煙等の禁止、労働者への明示		○	○	○	○	
19	除染等業務に係る特別の教育		○	○	○	○	
20	健康診断		○(注)6	○(注)6	○(注)6		
21	健康診断の結果の記録、30年間保存		○	○	○		
22	健康診断の結果についての医師からの意見聴取		○	○	○		
23	健康診断の結果の通知		○	○	○		
24	健康診断結果報告		○	○	○		
25	健康診断等に基づく措置		○	○	○		
25の2	特定線量下業務従事者の被ばく限度						○
25の3	妊娠と診断された女性の被ばく限度						○
25の4	線量の測定 (外部被ばくによる線量測定)						○
25の5	線量の測定結果の確認、記録等	1mSv/day超のおそれ 毎日確認					○
		算定・記録・30年間保存					○
		従事者に通知					
25の6	事前調査	事前調査・結果の記録					(注)3
		結果の概要を労働者に明示					(注)3
25の7	医師の診察又は処置、所轄監督署長への報告						○
25の8	特定線量下業務に係る特別の教育						○
25の9	被ばく歴の調査						○
26	放射線測定器の備え付け		○	○	○	○	○
27	事業廃止の際の被ばく線量の記録の引渡し 離職の際又は事業廃止の際の従事者への記録の写しの交付		○	○	○	△(注)1	○
			○	○	○	△(注)1	○
28	事業廃止の際の健康診断個人票の引渡し 離職の際又は事業廃止の際の従事者への健康診断個人票の写しの交付		○	○	○		
			○	○	○		
29	調整 (被ばく線量のみなし規定)		○	○	○	△(注)1	○
30	調整 (健康診断のみなし規定)		○(注)6	○(注)6	○(注)6		

- (注) 1 2.5 μ Sv/h以下の場所においてのみ特定汚染土壌等取扱業務に従事する者は不要。2.5 μ Sv/h以下のみならず、2.5 μ Sv/hを超える場所においても業務が見込まれる者には、2.5 μ Sv/h以下の場所においても措置が必要。
- 2 平均空間線量率が2.5 μ Sv/hを超える場所において、次により測定又は検査を行う。
(平成23年厚生労働省告示第468号)

	50万Bq/kgを超える汚染土壌等 (高濃度汚染土壌等)	高濃度汚染土壌等以外
粉じんの濃度が10mg/m ³ を超える作業 (高濃度粉じん作業)	3月に1回の内部被ばく測定	スクリーニング検査
高濃度粉じん作業以外の作業	スクリーニング検査	スクリーニング検査 (突発的に高い粉じんにばく露 された場合に限る。)

- 3 作業開始前及び同一の場所で継続して作業中、2週間につき一度
- 4 高濃度汚染土壌又は高濃度粉じん作業の場合
- 5 次の保護具を使用 (平成23年厚生労働省告示第468号)

	50万Bq/kgを超える汚染土壌等 (高濃度汚染土壌等)	高濃度汚染土壌等以外
粉じんの濃度が10mg/m ³ を超える作業 (高濃度粉じん作業)	粒子捕集効率が95%以上の防じんマスク、全身化学防護服、長袖の衣服ならびに不浸透性の保護手袋及び長靴	粒子捕集効率が80%以上の防じんマスク、長袖の衣服、保護手袋及び不浸透性の長靴
高濃度粉じん作業以外の作業	粒子捕集効率が80%以上の防じんマスク、長袖の衣服並びに不浸透性の保護手袋及び長靴	長袖の衣服、保護手袋及び不浸透性の長靴

- 6 除染電離則による健康診断のほか、特定業務従事者健康診断 (安衛則第45条：6月以内ごとに1回の一般定期健康診断) の対象。

事務所衛生基準規則

項	目	事務所則	基準	備考		
事務所 の 環境 管理	空気 環境	気積	2	10m ³ /人以上とすること	定員により計算すること	
		窓その他の開口部	3①	最大開放部分の面積を床面積の20分の1以上とすること	20分の1未満のとき換気設備を設けること	
		室内空気環境基準	一酸化炭素	3②	50ppm以下とすること	検知管等により測定すること
			二酸化炭素		0.5%以下	〃
		温度	10℃以下のとき	4①	暖房等の措置を行うこと	
			冷房実施のとき	4②	外気温より著しく低くしないこと	
		空気調和設備または機械換気設備	浮遊粉じん (約10マイクロメートル以下)	5①	0.15mg/m ³ 以下とすること	デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること
			一酸化炭素		10ppm以下	〃
			二酸化炭素		0.1%以下	〃
			ホルムアルデヒド		0.1mg/m ³ 以下	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること
		気流	5②	0.5m/s以下	〃	0.2m/s以上の測定可能な風速計により測定すること
		空気調和設備	室温	5③	17℃以上28℃以下になるように努めること	0.5度目盛の温度計により測定すること
			相対湿度		40%以上70%以下	0.5度目盛の乾湿球の湿度計（アウグスト乾湿計、アスマン通風乾湿計）
		作業環境測定 (安衛法施行令第21条第5号の室)		7	室温、外気温、相対湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について2月以内ごとに1回、定期に行うこと ただし、室温および湿度については、1年間、基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春（3～5月）または秋（9～11月）、夏（6～8月）、冬（12～2月）の年3回の測定とすることができる	測定結果を記録し、3年間保存すること
		ホルムアルデヒド		7の2	室の建築、大規模の修繕、大規模の模様替を行った場合は、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回、測定すること	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること
燃焼器具	室等の換気	6①	排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること			
	器具の点検	6②	異常の有無の点検を毎日行うこと			
	室内空気環境基準	一酸化炭素	6③	50ppm以下とすること	検知管等により測定すること	
二酸化炭素		0.5%以下		〃		

項 目			事務所則	基 準	備 考	
事 務 室 の 環 境 管 理	空 気 調 和 設 備	冷 却 塔	水 質	9の2	水道法第4条に規定する水質基準に適合させること	
			点 検		使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水についても同様に点検を行うこと 点検の結果、必要に応じて清掃、換水を行うこと (1月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清 掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水の水管についても同様に清掃を行うこと
		加 湿 装 置	水 質		水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置をとること	
			点 検		使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清 掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	
		空 気 調 和 設 備 の 排 水 受 け	点 検		使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間は、該当しない。)
		機械による換気のための設備の点検		9	初めて使用するとき、分解して改造、修理したときおよび2月以内ごとに1回定期的に行うこと	結果を記録し、3年間保存すること
	採 光 ・ 照 明	照 度	精密な作業	10	300ルクス以上とすること	
			普通の作業		150ルクス以上	〃
粗な作業			70ルクス以上		〃	
採光・照明の方法		①明暗の対照を少なくすること (局所照明と全般照明を併用)	局所照明に対する全般照明の比は約10分の1以上が望ましい			
照明設備の点検		②まぶしさをなくすこと	光源と眼とを結ぶ線と視線とがなす角度は30度以上が望ましい			
	照明設備の点検			6月以内ごとに1回、定期に行うこと		
騒 音 の 等 防 止	カードせん孔機、タイプライター等の事務用機器を、5台以上集中して作業を行わせる場合		12	①作業室を専用室とすること		
				②専用室はしゃ音および吸音の機能をもつ天井および隔壁とすること		

項 目		事務所則	基 準	備 考		
清	給 水	水 質 基 準		水道法第4条に規定する水質基準に適合すること	地方公共団体等の行う検査によること	
		給水せんに おける水に 含まれる残 留塩素	通常	13	遊離残留塩素の場合0.1ppm以上とすること	
			汚染等 の場合		結合残留塩素の場合0.4ppm 〃	
					遊離残留塩素の場合0.2ppm 〃	
					結合残留塩素の場合1.5ppm 〃	
	排 水 設 備		14	汚水の漏出防止のための補修およびそうじを行うこと		
	清掃等の 実施	大掃除		6月以内ごとに1回、定期的、統一的に行うこと		
		ねずみ、 昆虫等	発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況の調査	15	6月以内ごとに1回、定期的、統一的に行うこと	調査の結果に基づいて、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講じること
			殺そ剤、殺虫剤		薬事法の承認を受けた医薬品または医薬部外品を用いること	
	廃 棄 物		16	労働者は、廃棄物を一定の場所に棄てること		
潔	便 所	区 別	17	男性用と女性用に分けること	清潔に保ち、汚物を適当に処理すること	
		男性用大便所		60人以内ごとに1個以上とすること		
		男性用小便所		30人以内ごとに1個以上とすること		
		女性用便所		20人以内ごとに1個以上とすること		
		便 池		汚物が土中に浸透しない構造とすること		
	手洗い設備	流出する清浄な水を十分に供給すること				
洗 面		18	洗面設備を設けること			
被服汚染の作業			更衣設備を設けること			
被服湿潤の作業			被服の乾燥設備を設けること			
休 養	休 憩		19	休憩の設備を設けるよう努めること		
	夜間の睡眠、仮眠		20	睡眠または仮眠の設備を設けること	男性用、女性用に区別すること 寝具等必要な用品を備え、かつ、 疾病感染を予防する措置を講ずること	
	50人以上または女性30人以上		21	が床することのできる休養室または休養所を設けること	男性用、女性用に区別すること	
	持続的立業		22	いすを備え付けること		
救急用具の備え付け		23	負傷者の手当に必要な用具、材料を備えること	備え付け場所および使用方法を周知すること 救急用具等を常時清潔に保つこと		